

質問No	資料名	頁	項目	質問内容	回答
24	PFI事業基本協定書	P.2	第5条第1項	「代表企業は、事業者が市に対して負担する一切の債務につき、事業者と連帯して当該債務を負担する。」とありますが、責任の範囲が無限定であり、一般的なPFI事業と比べて非常に過大なリスク負担ですので、本条の削除または責任範囲を限定するなどの変更は可能でしょうか。	PFI事業基本協定書第5条第1項を以下のとおり修正します。 「代表企業は、事業者が市に対して負担する本事業に関する債務につき、事業者と連帯して当該債務を負担する。」 協定書の修正版は後日公表します。
27	独立採算事業基本協定書	P.2	第5条第1項	「代表企業は、独立採算事業者が市に対して負担する一切の債務につき、事業者と連帯して当該債務を負担する。」とありますが、責任の範囲が無限定であり、一般的なPFI事業と比べて非常に過大なリスク負担ですので、本条の削除は可能でしょうか。	独立採算事業基本協定書第5条第1項を以下のとおり修正します。 「代表企業は、独立採算事業者が市に対して負担する独立採算事業に関する債務につき、事業者と連帯して当該債務を負担する。ただし、事業者が第三者に借地権の譲渡を行う場合において、市が承認した場合はこの限りでない。」 協定書の修正版は後日公表します。
28	独立採算事業基本協定書	P.2	第5条第1項	「代表企業は、事業者が市に対して負担する一切の債務につき、事業者と連帯して当該債務を負担する。」とありますが、事業用定期借地権設定契約書（案）第20条の連帯保証人を手当てした場合、代表企業は、本項規定の負担を免れると理解してよろしいでしょうか。	質問No.27をご参照ください。
39	事業契約書、PFI事業基本協定書、独立採算事業基本協定書			独立採算事業のリスクとターミナルの整備・維持管理事業とのリスクを完全に分断しないと、独立採算事業が破綻した場合など、ターミナルの整備・維持管理事業へも停滞・中止等の悪影響が生じることになります。本事業の場合、合築のため、事実上、独立採算施設のみ撤去することもできませんし、公共サービスの継続性を重視したスキーム・契約形態への変更は可能でしょうか。	事業のリスク分担については質問No.24,27のとおり修正することを踏まえ、スキーム・契約形態の変更までは行いません。
56	要求水準書別添3	P.2	特記事項4	「解体撤去時に現ターミナル内の不用物について、適切に処分すること」と記載されております。不用物の種類、量について、ご教示をお願いします。	不用物の種類、量については、現在確認中のため、9月頃を目途に公表します。 ⇒別添 ターミナル不要物一覧をご参照ください。